

すこやか 健保 **2** 月号

vol.855 2020年



Illustration: Maki Kobayashi

急激に進む少子化 早急に高齢者医療改革議論を

昨年暮れ、2019年生まれの子どもの数(出生数)が17年度時点の推計より早いペースで減少していることが明らかになりました。厚生労働省が発表した人口動態統計の年間推計によると、19年の出生数は86万4000人と初めて90万人を割り込み、過去最少に。86万人台になるのは国立社会保障・人口問題研究所が17年に示した将来推計より2年早く、少子化が深刻化している実態が浮き彫りになりました。

一方、死亡数は137万6000人で戦後最多。死亡数が出生数を上回るのは13年連続で、自然減数は51万2000人と過去最多を更新しました。少子化や人口減少に拍車

がかかっており、社会の支え手である生産年齢人口(15~64歳)の減少につながっているのです。

昨年12月19日、政府の全世代型社会保障検討会議は中間報告を取りまとめました。団塊の世代が75歳に到達し始め、医療保険財政が急速に悪化することが見込まれる「2022年危機」に向け、健保組合・健保連は75歳以上の医療機関の窓口負担について、低所得者に配慮しつつ、2割負担にするよう訴えてきました。中間報告では負担能力に着目し、新たに一定所得がある人を2割負担とする方向性を打ち出しました。ただし、2割負担の所得基準は今後議論し、

今夏に予定されている最終報告に盛り込むことになりました。

現在、75歳以上の単身世帯で年収383万円以上、2人以上の世帯で年収520万円以上ある場合、現役並みの所得があるとみなされ3割負担です。この金額未満なら2割負担の対象になると思われませんが、1割負担とどう線引きするかは、次期衆院選など政治的な要素が影響する可能性があります。

しかし、将来に向けて国民皆保険制度を安定的に維持していくためには、原則2割負担が本来の姿です。政府には、痛みを伴う改革から目を背けることなく、早急に改革議論に取り組んでもらいたいものです。

知っておきたい 健保のコト

vol.10 医療費通知は確定申告に使える!

2019年分の確定申告の受付期間は2月17日~3月16日です。17年分から、健保組合が発行した医療費通知が確定申告の「医療費控除」に活用できるのをご存じですか。医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」を作成し、税務署に提出する必要がありますが、医療費通知(原本)を添付すれば、明細書の記入が簡略化できます。詳しくは、加入している健保組合に問い合わせるか、国税庁のホームページで確認してみてください。

17年から「セルフメディケーション税制」もスター

トしています。これは特定の成分を含んだスイッチOTC医薬品(パッケージやレシートに識別マークが付いています)の年間購入額(家族含む)が1万2000円以上の場合、超えた金額を所得から控除できるものです。ただし、セルフメディケーション税制を受けるためには、特定健康診査やがん検診、予防接種を受けるなど健康管理に取り組んでいることが条件です。

医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方しか利用できません。まず、医療費関連の

領収書やレシートの合計額が10万円を超えているかを確認してください。超えていない場合は、セルフメディケーション税制対象の医薬品の合計額が1万2000円以上であれば申告できます。10万円超なら、医療費の領収書の合計額から10万円を引いた金額と、セルフメディケーション税制対象のレシートの合計額から1万2000円を引いた金額を比較して、控除額の多い方を選択すればよいのです。

